

議案第 96 号

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例及び東大

阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例及び東大阪市建築基

準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例及び東大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第1条 東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（令和5年東大阪市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第7項中「第137条の12第9項各号」を「第137条の12第14項各号」に改める。

(東大阪市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 東大阪市建築基準法施行条例（平成12年東大阪市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第10項の表44の項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
(既存の建築物に対する制限の緩和)	(既存の建築物に対する制限の緩和)
第16条 (略)	第16条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 法第3条第2項の規定により第14条第1項の規定の適用を受けない建築物について、令第137条の12第14項各号に定める範囲内において、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第14条第1項の規定は、適用しない。ただし、用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴う大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における第14条第1項の規定の適用については、この限りでない。	7 法第3条第2項の規定により第14条第1項の規定の適用を受けない建築物について、令第137条の12第9項各号に定める範囲内において、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第14条第1項の規定は、適用しない。ただし、用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。）を伴う大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合における第14条第1項の規定の適用については、この限りでない。
8 (略)	8 (略)

東大阪市建築基準法施行条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧																								
(確認、検査等の手数料)	(確認、検査等の手数料)																								
第5条 (略)	第5条 (略)																								
2~9 (略)	2~9 (略)																								
10 次の表の中欄に掲げる認定等の申請をしようとする者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。	10 次の表の中欄に掲げる認定等の申請をしようとする者は、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~4 3 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 4 施行令<u>第137条の12第11</u> 項又は第12項の規定による認定</td> <td>27, 000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45・46 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	1~4 3 (略)			4 4 施行令 <u>第137条の12第11</u> 項又は第12項の規定による認定	27, 000円		45・46 (略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~4 3 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 4 施行令<u>第137条の12第6</u> 項又は第7項の規定による認定</td> <td>27, 000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45・46 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	区分	金額	1~4 3 (略)			4 4 施行令 <u>第137条の12第6</u> 項又は第7項の規定による認定	27, 000円		45・46 (略)		
項	区分	金額																							
1~4 3 (略)																									
4 4 施行令 <u>第137条の12第11</u> 項又は第12項の規定による認定	27, 000円																								
45・46 (略)																									
項	区分	金額																							
1~4 3 (略)																									
4 4 施行令 <u>第137条の12第6</u> 項又は第7項の規定による認定	27, 000円																								
45・46 (略)																									
備考 (略)	備考 (略)																								
11 (略)	11 (略)																								